

【試算】安倍「雇用改革」で労働者の賃金 42 兆円減

【試算】安倍「雇用改革」で労働者の賃金42兆円減 (全文→PDF)

http://www.yuiuidori.net/soken/ape/2014/data/140214_01.pdf

- * 正社員の「限定正社員」化で、1人当たり賃金年間55万円減
- * 正社員の「無限定正社員」化で、1人当たり残業代平均166万円減
(月60時間残業の支払分 37.1万円減、未払い残業分128.9万円)
- * 非正社員は、1人当たり年間賃金12.7万円減 (今後10年を見通して)

2014年2月労働運動総合研究所 (労働総研)

安倍内閣は規制改革会議、産業競争力会議などを中心にして「雇用改革」を推進しようとしている。その目玉とされているのが、「正社員改革」であり、「派遣労働の大幅な規制緩和」である。労働総研は、この「雇用改革」が労働者にどのような影響を及ぼすのかについて、労働者の賃金がどうなるのかという視点から具体的に試算した。

1 試算結果と具体的内容

【総括表】 安倍「雇用改革」で 賃金42兆円減 (単位:兆円)	
安倍「雇用改革」の施策	賃金減少額
(1) 正社員の「限定正社員」化	14.0
(2) 新裁量労働制導入による「無限定正社員」の残業代削減	10.5
(3) 無限定正社員の選別・振るい落としによる限定正社員化	1.3
(4) 非正規労働者増大による非正規労働者の賃金水準低下	2.9
(5) 「名ばかり正社員」の非正規化	0.9
(6) 「限定正社員」リストラによる派遣労働者化	12.3
賃金減収額計	41.9

試算結果は、標記のとおり。試算の内容は、規制改革会議や産業競争力会議などで検討されている事柄にもとづいて、「正社員改革」に伴うケース——(1)「限定正社員」の導入による賃金減、(2)「無限定正社員」の導入による残業代減、(3)「無限定正社員」の選別・絞り込みによる賃金減の3つのケース、そして、もう1つの柱である「派遣労働の大幅規制緩和」にかかわっては、(4)非正規労働者の賃金減、(5)「限定正社員」リストラによる「派遣労働者」化の2つのケースについてそれぞれ試算した。その結果、賃金支払総額は42兆円も減少することが明らかになった(総括表)。

2 試算にあたっての基本的考え方

(1) 「正社員改革」については、規制改革会議雇用ワーキンググループの議論で、「無限定型の無期雇用も初期キャリアでは3割くらい」「中期キャリアでは限定型に移って行って、後期キャリアでは1割くらい」「限定型の無期雇用が大多数になる雇用社会」がイメージされていることをふまえるなど、現実に進んでいる議論を前提にして試算した。

(2) 「派遣労働の大幅規制緩和」については、この間の非正規労働者の増大が非正規労働者の賃金水準をどのくらい押し下げてきたのか、また、派遣労働の規制緩和によって限定正社員が一定の割合でリストラされた場合にならうかという2つの視点から検討した。

3 結論

試算結果は、労働者の賃金が42兆円も減少するというショッキングなものとなった。安倍首相は、アベノミクスによって経済の好循環が実現すれば、労働者の賃金も上昇するかのようになっているが、アベノミクスにもとづく「雇用改革」が断行されれば、労働者の賃金は上昇するどころか大幅に低下することになる。それは経済の好循環をもたらすのではなく、これまで以上の悪循環をもたらすことになる。

14春闘提言・内部留保の積み上げをやめ、大幅賃上げを

——これ以上増やさないだけで9.4%の賃上げが可能——

(全文→PDF)

http://www.yuiyuidori.net/soken/ape/2014/data/140214_02.pdf

2014年2月労働運動総合研究所（労働総研）

◆当研究所（労働総研）は、かねてから内部留保の急激な増加が日本経済をデフレに陥らせた大きな原因であることを指摘し、溜まりすぎた内部留保を賃金・労働条件の改善および震災復興や赤字国債の削減等に活用すべきであると主張してきた。

最近、その主張が広く理解されるようになり、安倍総理が経団連に対して「内部留保を溜めこむのではなく賃上げを」と要請するにいたった。

◆内部留保は、税金、株主配当、役員給与等を全て支払った後の利益の蓄積であるが、これまでの内部留保の異常なまでの積み増しをふまえれば、これ以上積み上げる必要はない。内部留保の巨額の積み上がりは資本主義であっても正常な経済の姿とはいえない。

◆2012年度末の内部留保は481.2兆円であり、長期不況の中にもかかわらず、後半の2000～2012年度に184.6兆円も増加した。年平均15.4兆円の積み増しである。これ以上の積み上げをやめ、今後、内部留保に振り向けていた15.4兆円を賃金原資にして従業員に回すと、たとえ株主および成果を上げた役員にも同じ割合で還元したとしても、1ヵ月2万1355円、9.4%の賃上げが可能になる。つまり、現在の内部留保を取り崩さなくとも、これ以上増えないように経営を改めるだけで1ヵ月2万1355円の賃上げを継続して行うことができるのである。もちろん大企業と中小企業には相当の格差があるが、資本金1億円未満の企業でも、9088円、4.4%の賃上げが可能である。

◆内部留保活用による賃上げの難易度（容易度）を業種別に分析したところ、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械製造業、自動車・同部品製造業、その他の製造業、鉱業・砂利・採石業、電気業および不動産業の10業種は十分な内部留保を持っており、率先して賃上げを行うべきである。

◆消費税の増税に加えて社会保険料の引き上げ、震災復興のための所得税・住民税の増税等があり、家計を守るためには消費税3%増税の段階で4%、5%増税の段階では6%の賃上げが必要と試算される。財源は十分にあるのだから、労働組合は思い切った要求をすべきであろう。

◆しかし、政府から賃上げを要請されたとしても、経営者は「日本全体の賃金が上昇して内需が旺盛になってほしいが、自社の賃金は上げずに競争を有利にしたい」と考えるはずであり、企業別の交渉には限界がある。企業別の交渉を前進させるためにも、産別闘争への結集を強化し、全労働者の統一した要求と行動が重要である。